

II. 家庭福祉課 關係

1. 地域小規模児童養護施設及び小規模グループケアについて

1. 「地域小規模児童養護施設の設置運営について」
の一部改正について
2. 「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」
の一部改正について

雇児発第0627004号
平成20年6月27日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「地域小規模児童養護施設の設置運営について」の一部改正について

標記については、平成12年5月1日児発第489号厚生省児童家庭局長通知「地域小規模児童養護施設の設置運営について」により行われているところであるが、今般、その一部を（別紙）新旧対照表のとおり改正し、平成20年7月1日から適用することとしたので通知する。

新

児 発 第 4 8 9 号
平成 1 2 年 5 月 1 日

[一部改正] 平成13年3月30日 雇 児 発 第 1 9 1 号
[一部改正] 平成17年3月31日 雇 児 発 第 0331005号
[一部改正] 平成18年4月 3 日 雇 児 発 第 0403003号
[一部改正] 平成20年6月27日 雇 児 発 第 0627004号

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生省児童家庭局長

地域小規模児童養護施設の設置運営について

児童養護施設に入所している子どもについては、早期の家庭復帰を通じた自立支援を図る観点から家庭環境の調整に取り組んでいただいているところであるが、実親が死亡したり、行方不明等の場合には、長期にわたり家庭復帰が見込めないことから、主としてこれらの子どもを対象に、地域の中の住宅地などに新たな小規模な施設を設置し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、入所している子どもの社会的自立が促進されるよう、別紙の通り「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」を定め、平成12年10月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

旧

児 発 第 4 8 9 号
平成 1 2 年 5 月 1 日

[一部改正] 平成13年3月30日 雇 児 発 第 1 9 1 号
[一部改正] 平成17年3月31日 雇 児 発 第 0331005号
[一部改正] 平成18年4月 3 日 雇 児 発 第 0403003号

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生省児童家庭局長

地域小規模児童養護施設の設置運営について

児童養護施設に入所している子どもについては、早期の家庭復帰を通じた自立支援を図る観点から家庭環境の調整に取り組んでいただいているところであるが、実親が死亡したり、行方不明等の場合には、長期にわたり家庭復帰が見込めないことから、主としてこれらの子どもを対象に、地域の中の住宅地などに新たな小規模な施設を設置し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、入所している子どもの社会的自立が促進されるよう、別紙の通り「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」を定め、平成12年10月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

新

(別紙)

地域小規模児童養護施設設置運営要綱

- 1. ～ 8 (略)
- 9. 対象施設等

この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長(以下「都道府県知事等」という。)が定める期間内に都道府県知事等へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部(局)長は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 入所率の高い施設を優先すること。なお、地域小規模施設に子どもが移っても、本体施設の入所率が90%を下回らないことが望ましいこと。
(ただし、極端に低いものはみとめられないこと。)また、複数の地域小規模施設を指定する場合は、本体施設の平均入所率が90%を下回らないこと。

(3) 本体施設の一部を地域小規模施設とするものは認められないこと。

(4) 同一施設において、地域小規模施設と児童養護施設分園型自活訓練事業を同時に指定することは認められないこと。

(5) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由がなく、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。

旧

(別紙)

地域小規模児童養護施設設置運営要綱

- 1. ～ 8 (略)
- 9. 対象施設等

この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長(以下「都道府県知事等」という。)が定める期間内に都道府県知事等へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部(局)長は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日)厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 1 本体施設について、1 地域小規模施設の指定とすること。
~~ただし、本体施設の入所率が恒常的に95%を超えており、既設の地域小規模施設に入所している子どもの他に、地域小規模施設の対象となる子どもがさらに、6人見込まれる場合には、1 本体施設について、複数の地域小規模施設の指定をすることができること。~~

(3) 入所率の高い施設を優先すること。なお、地域小規模施設に子どもが移っても、本体施設の入所率が90%を下回らないことが望ましいこと。
(ただし、極端に低いものはみとめられないこと。)また、複数の地域小規模施設を指定する場合は、本体施設の平均入所率が90%を下回らないこと。

(4) 本体施設の一部を地域小規模施設とするものは認められないこと。

(5) 同一施設において、地域小規模施設と児童養護施設分園型自活訓練事業を同時に指定することは認められないこと。

(6) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由がなく、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。

雇児発第0627003号

平成20年6月27日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」の一部改正について

標記については、平成17年3月30日雇児発第0330008号（一部改正平成18年雇児発第0403021号）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」により行われているところであるが、今般、その一部を（別紙）新旧対照表のとおり改正し、平成20年7月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙) 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p style="text-align: right;">雇児発第0330008号 平成17年3月30日</p> <p style="text-align: right;">【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403021号 【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627003号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について</p> <p>近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている子どものケアには、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的关系を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。</p> <p>このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙1から4の通り、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の各施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>なお、平成16年5月6日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> | <p style="text-align: right;">雇児発第0330008号 平成17年3月30日</p> <p style="text-align: right;">【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403021号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について</p> <p>近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている子どものケアには、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的关系を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。</p> <p>このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙1から4の通り、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の各施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>なお、平成16年5月6日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(別紙1)</p> <p>児童養護施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等</p> <p>小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局長)は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 1 本体施設について、<u>2 小規模グループケアまで指定できること。</u></p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> | <p>(別紙1)</p> <p>児童養護施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等</p> <p>小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局長)は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 1 本体施設について、<u>1 小規模グループケアの指定とすること。</u></p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(別紙2)</p> <p>乳児院における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～ 8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等</p> <p>小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局長)は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 1 本体施設について、<u>2 小規模グループケアまで指定できること。</u></p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> | <p>(別紙2)</p> <p>乳児院における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～ 8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等</p> <p>小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局長)は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 1 本体施設について、<u>1 小規模グループケアの指定とすること。</u></p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(別紙3)</p> <p>情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等</p> <p>小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局長)は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 1 本体施設について、<u>2 小規模グループケアまで指定できること。</u></p> <p>(3) ～(5) (略)</p> | <p>(別紙3)</p> <p>情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等</p> <p>小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局長)は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 1 本体施設について、<u>1 小規模グループケアの指定とすること。</u></p> <p>(3) ～(5) (略)</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(別紙4)</p> <p>児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等</p> <p>小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局長)は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 1 本体施設について、<u>2 小規模グループケアまで指定できること。</u></p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> | <p>(別紙4)</p> <p>児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等</p> <p>小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局長)は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 1 本体施設について、<u>1 小規模グループケアの指定とすること。</u></p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> |